

のれんの資産性に関する研究 (1)

——のれんは資産の定義を満たすか——

榊原英夫

- I はじめに
- II コアのれん概念とのれんの資産性
- III のれんの資産性に対する批判
- IV むすび

I はじめに

米国財務会計基準第141号（以下において、SFASNo.141と呼ぶ）によれば、のれんはFASB概念フレームワーク No.6（以下において、概念書 No.6と呼ぶ）による資産の定義を満たしている。また、のれんはFASB概念フレームワーク No.5（以下において、概念書 No.5と呼ぶ）による資産の基本的認識規準（目的適合性規準や信頼性規準など）を満たしている。したがって、のれんは、貸借対照表に資産として計上すべきであると主張されている。本論文の目的は、のれんは、資産の定義を満たしているか否かを検討することである。SFASNo.141は、実務上のれんとして認識されてきた金額を、6つの構成要素に分析し、そのうち2つの構成要素（継続企業のれんと企業結合のれん - コアのれんと呼ばれる）を概念上のれんとみなす見解を提示している。SFASNo.141は、コアのれんだけが概念上のれんを構成するものであるとの前提に基づいて、のれんは、資産の定義を満たしていると主張している。

本論文は、次の手順で SFASNo.141によるのれんの資産性に関する見解を検討する。コアのれん概念を明らかにする。コアのれんが資産の定義を満たすとの見解を明らかにする。コアのれんが資産の定義を満たすとの見解に対する批判を検討する。なお、コアのれんが資産の基本的認識規準を満たすか否かについては、別稿において検討する。

II コアのれん概念とのれんの資産性

(1) コアのれん概念

SFASNo.141 ([10], para.B102) は、実務においてのれんとして認識されてきた金額（企業結合の対価が、被取得企業の純資産の帳簿価額を超える金額）には、次のような6つの構成要素が含まれると述べている。

構成要素 1 - 取得日における被取得企業の純資産の帳簿価額を超える公正価値の超過額

構成要素 2 - 取得日において被取得企業によって認識されていないその他の純資産の公正価値¹⁾

構成要素 3 - 被取得企業が有する既存事業の「継続企業」要素の公正価値²⁾

構成要素 4 - 取得企業の純資産および事業と被取得企業のそれらとの結合から期待される相乗効果やその他の便益の公正価値³⁾

構成要素 5 - 対価を評価するさいの誤りから生じる、取得企業によって支払われる対価の過大評価⁴⁾

構成要素 6 - 取得企業による過大（過小）な支払⁵⁾

SFASNo.141は、上記の6つの構成要素を分析し、構成要素 1, 2, 5, 6 は、概念上のれんではないとの見解を次のように述べている。

「最初の2つの構成要素は、いずれも、被取得企業に関連するものであり、概念上のれんの一部ではない。構成要素 1 は、本質的に元来資産ではない。そ

それは、被取得企業によって、その純資産に関して認識されていない利得を反映している。それはのれんの一部というよりこれら純資産の一部である。構成要素2も、また、少なくとも概念上のれんの一部ではない。それは、個別の資産として認識される無形資産を基本的に反映するものである（[10], para.B103）。

構成要素5および6は、被取得企業に関連する。それらの構成要素も、また、概念上のれんの一部ではない。構成要素5は、本質的に元来資産ではないし、資産の一部でもない。むしろ、それは、測定の誤りである。構成要素6も、本質的に元来資産ではない。むしろ、概念上損失（過大支払の場合）または利得（過小支払の場合）を反映する。したがって、構成要素5および6のいずれも、概念上のれんの一部ではない（[10], para.B104。）

また、SFASNo.141は、前述した構成要素3および4（コアのれん）だけが、概念上のれんであるとの見解を次のように述べている。

「構成要素の3および4は、概念上のれんの一部である。構成要素3は、被取得企業に関連し、被取得企業の純資産を超過する全体価値を反映する。それは、被取得企業によって内部的に発生したか、あるいは以前の企業結合により被取得企業によって取得された、既存ののれんを表す。構成要素4は、被取得企業と取得企業の両方に関連し、企業結合によって生み出される超過全体価値、つまり、これらの企業の結合から期待される相乗効果を反映する。審議会は、構成要素の3および4を一括して『コアのれん』と呼ぶ（[10], para.B105。）」

要するに、SFASNo.141によれば、のれんは、「継続企業のれん（構成要素3）」と「企業結合のれん（構成要素4）」だけから構成されていると考えられている。のれんが、概念上構成要素3と4（コアのれん）だけから構成されているとしても、実務においてのれんとして認識されてきた金額（差額としてののれん - 企業結合の対価が、被取得企業の純資産の帳簿価額を超える金額）には構成要素1, 2, 5および6が含まれる可能性があると考えられる。この

ため、SFASNo.141 ([10], para.B106) は、実務における差額としてののれんを構成要素3と4 (コアのれん) に純化する努力を次のように要求している⁶⁾。

「本基準書は、のれんの構成要素の1, 2および5をのれんとして当初認識する金額に算入することを回避する努力を要求している。特に、取得企業は、(a)購入対価を正確に測定し (構成要素5を除去または減少し)、(b)帳簿価額ではなく、公正価値で購入した純資産を記録し (構成要素1を除去または減少し)、(c)本基準書のパラグラフ39における基準を満たすすべての取得無形資産をのれんとして当初認識する金額に合算しないように、それらを認識する (構成要素2を減少する) ための努力が要求される。」

(2) のれんは資産の定義を満たすとの見解

概念書 No. 6 は、資産の定義⁷⁾を「資産とは、過去の取引または事象の結果として企業実体によって獲得または支配されている発生の可能性の高い将来の経済的便益である ([9], Para.25)⁸⁾。」と規定したうえで、この資産の定義に含まれる資産の本質的特徴について、次のように説明している。

「資産は、3つの本質的な特徴を有している。つまり、(a)資産は、単独でまたは他の資産と結合して直接的または間接的に将来正味キャッシュ・インフローに貢献する能力を意味する、発生の可能性の高い将来の経済的便益を含んでいること、(b)特定の企業実体が、その経済的便益を獲得することができ、その便益に他の企業実体が接近することを支配できること、(c)その便益に対する企業実体の権利または支配を与える取引またはその他の事象がすでに発生していること ([9], Para.26)。」

SFASNo.141は、コアのれんが概念書 No. 6 の資産の定義を満たしているか否か、つまり、コアのれんが資産の3つの本質的特徴を有しているか否かを検討している ([10], Para.B110)。

(a) 経済的便益

概念書 No. 6 は、「経済的便益が、資産の本質である（第27 - 31パラグラフ）。資産は、企業実体にとって価値のある他の何かと交換したり、企業実体にとって価値のある何かを生産するために利用したり、負債を決済するために利用することによって、企業実体に役立つ能力を有するものである（[9], Para. 172)。」と述べたうえで、将来経済的便益の証拠について、次のように説明している。

「将来経済的便益についてのもっとも明白な証拠は市場価格である。通常、売買されるものは、将来経済的便益を有している。これにはある買い手がいくつもの項目を『一括購入』または企業結合において獲得し、対価を支払う意図を有する個別項目も含まれる。同様に、債権者その他の者が通常負債を弁済してもらった場合に受け取るいかなるものも、将来の経済的便益を有しており、財または用役を生産するために通常使用されるいかなるものも、有形か無形か、市場価格が存在するか否か、その他の方法で交換可能であるか否かを問わず、将来の経済的便益を有している。原価を負担することが、将来の経済的便益の取得または増加の重要な証拠であろう（第178 - 180パラグラフ）（[9], Para. 173)。」

SFASNo.141は、「『のれん』は、単独で、将来正味キャッシュ・インフローを直接もたらす能力を有していないので、のれんが市場で単独で評価されることはない。しかし、のれんは、将来正味キャッシュ・インフローをもたらす他の資産と結合して評価される。その能力は、企業実体の構成項目の公正価値の合計額と比べた場合の、全体としての企業実体が支配する割増額に反映される（[10], Para.B112)。」と述べたうえで、「のれんは、単独では評価されないけれども、そのことによって、のれんが将来経済的便益を有さないことにはならない（[10], Para.B113)。」と結論づけている。

(b) 支配

コアのれんが資産の定義を満たすためには、それが将来経済的便益を有することに加えて、その将来経済的便益に対する支配が企業実体に存在しなければならない。概念書 No. 6 は、資産の本質的特徴の 1 つである「支配」について、次のように説明している。

「ある資産の将来の経済的便益を獲得し、第三者がそれに接近するのを排除または支配する企業実体の能力は、一般に、法的権利を基礎にしているが、もしその企業実体が他の何らかの方法で便益を獲得し、支配する能力を有しているのであれば、その権利の法的強制力は、企業実体が資産を所有するための不可欠の前提条件ではない。たとえば、製法および工程を秘密にすることによって、将来の便益に対する排他的な接近を保持できるであろう ([9], Para. 187)。」

SFASNo.141 (Para.B115) は、コアのれんの場合、経済的便益に対する支配は、被取得企業の経営政策や管理を支配する取得企業の能力によって、与えられると結論づけている。

(c) 過去の取引または事象

コアのれんが資産の定義を満たすためには、その将来経済的便益に対する支配は、過去の取引または事象から生じなければならない。概念書 No. 6 は、資産の本質的特徴の 1 つである「過去の取引または事象」について、次のように説明している。

「第25パラグラフにおける資産の定義は、ある企業実体の現在の資産がもつ将来の経済的便益と将来の資産がもつ将来の将来経済的便益とを区別している。将来の経済的便益を得るための現在の能力だけが定義による資産であり、それらは、その企業実体に影響を与える取引その他の事象または環境要因の結果として、特定の企業実体の資産となる。たとえば、ある特定の建物の将来の経済的便益は、ある経済的便益に接近し、それを支配する購入契約またはリース契

約のような取引またはその他の事象が発生した後にかぎり、ある特定の企業実体の資産になることができる。同様に、油田は、ある特定の場所に何百年もの間存在してきたのであろうが、ある企業実体はその油田を開発することが可能な状況のもとで油田を発見するか、または開発権を有する誰かからその権利を取得した後にかぎり、油田は特定の企業実体の資産になることができる ([9], Para.190)。」

SFASNo.141 ([10], Para.B116) によれば、コアのれんの場合、将来経済的便益に対する支配は、「取得企業が支配的な財務持分を獲得する取引」という「過去の取引または事象」から生じると結論づけている。

SFASNo.141は、上記の分析に基づいて、コアのれんが、資産の3つの本質的特徴を有していると結論づけている。つまり、コアのれんが、概念書 No. 6 における資産の定義を満たしていると結論づけている。

Ⅲ のれんの資産性に対する批判

のれんの資産性に対する主要な批判は、2つある。1つは、資産の定義に交換可能性という特徴を含める見解に基づく批判であり、もう1つは、財務会計の機能は、企業価値それ自体を評価し、報告することではないとの見解に基づく批判である。後者の批判も、資産の基本的特徴として交換可能性を支持する論者からの批判である。

(1) 資産の定義に交換可能性という特徴を含める見解に基づく批判

この批判は、次のように主張される。

資産は、交換可能なものでなければならない。

のれんは、本質的に交換可能なものではない。

したがって、のれんを資産に含めるべきではない。

SFASNo.141は、資産の定義に交換可能性という特徴を含める見解に基づく批判について、「公開草案に対する別の応答によれば、のれんは企業と分離して売却できないので、資産の定義を満たさないと主張されている。この見解によれば、現金あるいは現金・用役に対する契約上の請求権以外の資産は、分離して現金で売却可能でなければならない。したがって、交換可能性が資産にとつての1つの本質的特徴である（[10]，Para.B118）」と説明している。なお、ここで、交換可能性は、分離可能性とは異なる意味で用いられている点に留意すべきである。交換可能性は、資産が企業から分離可能であり、かつ、単独で価値を有することを意味する⁹⁾。

また、FASBによる財務会計・報告のための概念フレームワークに関する討論資料（以下において、FASB 討論資料と呼ぶ）は、資産の定義に交換可能性という特徴を含める見解に基づく批判について、次のように説明している。

「資産に必要な特徴として交換可能性を支持する多くの論者によれば、交換可能性は、特定の状況における市場性の観点からではなく、事物の本質の観点から定義されている。つまり、ある物は、本質的に交換可能であり、ある物は、本質的に交換可能ではないと定められている。交換可能性は、事物の2つの特徴から生じる。つまり、それは企業から分離可能であり、かつ、それは単独で価値を有する（[6]，Para.133）。交換可能性規準の支持者によれば、物や法的権利は、本質的に交換可能（または分離可能）であるので、資産の本質的特徴としての交換可能性を定義することの主たる意図は、企業の経済的資源にとつての交換可能性規準を満たさない幾つかの無形資産（のれん - 引用者挿入）および繰延資産を資産から排除することにある（[6]，Para.134）。」

また、アーサー・アンダーソン（[2]，pp.14 - 15）は、資産の定義に交換可能性という特徴を含める見解に基づく批判を「他の無形資産（のれんのような包括的な項目 - 引用者挿入）は、識別可能で交換可能な財産権ではなく、全体としての企業の漠然とした属性として存在するにすぎない。したがって、そ

れらは、企業とともに売却できるにすぎない。……そのような無形資産は、きわめて大きな価値がある場合でさえ、経済的資源（資産 - 引用者挿入）を構成しない。それらは、交換可能性という基本的特徴を欠いており、全体としての企業から分離して売却、リース、転換により交換する力を持たない。」と指摘している¹⁰⁾。

上記の資産の定義に交換可能性という特徴を含める見解に基づいてのれんの資産性を批判する見解に対していくつかの問題点が指摘されている。たとえば、FASB 討論資料は、資産の定義に交換可能性という特徴を含める見解の問題点について、「狭い交換可能性概念を資産に押しつける試みは、(a)資産から便益を獲得する単一的手段を不当に強調し、(b)『経済的価値』と『交換可能性』についての特別な定義に依存し、(c)資産の定義を不必要にして、不適切に狭める、本質的に誤った取り組みである ([6], Para.138)。」と指摘している。さらに、FASB 討論資料は、資産の定義に交換可能性という特徴を含める見解が、(a)資産から便益を獲得する単一的手段を不当に強調しているとの問題点について、次のように説明している。

「交換は、経済的資源から便益を獲得する 1 つの方法にすぎない。現金、受取債権、現金で回収できる他の項目、市場性ある投資有価証券および完成品は、基本的に交換を通して企業に便益を与える。しかし、ほとんどの他の資源は、財または用役という生産物を生産するために利用されることによって、基本的に企業に便益を与える。原材料、建物、機械設備のような物的資源は、現金または現金に対する請求権との交換を通して企業に便益を与えることが期待される生産物と呼ばれる潜在的便益の束を生産するために、時間、労働力、ノウハウのような無形の資源と結合して利用される。それらの潜在的便益を生産するさいに利用される個々の資源によって与えられる特定の便益は、資源が結合して利用されるので、通常個別に識別できない。しかし、ある資源の貢献が、それが有形ではなく無形であるという理由で、より少ないとか、それらを利用で

はなく売却のために保有している場合それらを売却する市場がないという理由で、より少ないと仮定する根拠はない ([6], Para.139)。」

要するに、のれんは、交換可能性がないので、交換を通して企業に便益を与えることはできないが、他の資源と結合して利用されることによって企業に便益を与えることができる。したがって、資産は、必ずしも交換可能なものである必要はないと考えられる。この点に資産の定義に交換可能性という特徴を含める見解に対する問題点があると指摘される。

また、FASB 討論資料は、資産の定義に交換可能性という特徴を含める見解が、(b)「経済的価値」と「交換可能性」についての特別な定義に依存しているとの問題点について、次のように説明している。

「提起された条件は、資産の交換可能性または分離可能性として記述されるけれども、それは、実際には、ある項目を資産の交換可能性の有無に基づいて排除するのではなく、有形であるか無形であるかに基づいて排除している。市場性のない、特殊目的の、有形資産は、この定義のもとでは資産である。しかし、無形資産は、それらが法的権利として説明できないかぎり、排除される ([6], Para.142)。

……その批判者（資産の定義に交換可能性という特徴を含めることに反対する論者 - 引用者挿入）によれば、パラグラフ138から141において使用されているように、『交換』および『交換可能性』は、通常、市場における取引を意味すると指摘されている。中古自動車は、販売市場があるので、容易に交換可能である。多くの中古機械は、販売市場がきわめて不活発であるか、あるいはまったく存在しないので、即座には交換できないか、あるいはまったく交換できない。したがって、交換可能性は、絶対的なものであるというより相対的なものである。有形および無形のいずれの項目についても、容易に交換可能なものもあれば、辛うじて交換可能なものもあれば、交換不能なものまで、あらゆる程度の交換可能性がある。しかし、この資産の定義の基礎にあるその特殊な用語

法によれば、……中古自動車と中古機械については両方とも、本質的に交換可能なものになるが、一方、ほとんどの無形資産については、本質的に交換不能なものになる ([6], Para.143)。」

要するに、通常用語法によれば、交換可能性は、市場性の有無を意味する。したがって、ある項目が有形である無形であるかは、その項目の交換可能性の有無を意味しない。しかしながら、資産の定義に交換可能性という特徴を含める見解によれば、有形の項目は、有形であるが故に交換可能なものになるが、のれんを含むほとんどの無形の項目は、無形であるが故に交換不能なものになる。この点に資産の定義に交換可能性という特徴を含める見解に対する問題点があると指摘される。

(2) 財務諸表の機能は、企業価値それ自体を評価し、報告することではないとの見解に基づく批判

資産の基本的特徴として交換可能性を支持する多くの論者は、一般的に、その主張の論拠を財務諸表（財務会計）の機能に置いている。財務諸表の機能は、企業価値それ自体を評価し、報告することではないとの見解に基づき、のれんの資産性を批判する見解の論理は、次のような3つの命題に集約できると考えられる¹¹⁾。

財務諸表の機能は、投資家が企業価値の評価に関する意思決定を行うさいに利用する情報を提供することであり、企業価値それ自体を評価し、報告することではない。企業価値を評価することは、投資家の機能である。

したがって、企業価値の評価に関する情報を投資家が企業価値の評価に関する意思決定のために利用する情報（財務諸表）に含めるべきではない。

のれんを資産に含めることは、企業価値の評価に関する情報を財務諸表に含めることになるので、のれんを資産に含めるべきではない。

FASB 討論資料によれば、財務諸表の機能は企業価値それ自体を評価し、

報告することではないとの見解に基づき、のれんの資産性を批判する見解は、次のように説明されている。

「資産に必要な特徴として交換可能性を支持する多くの論者は、一般的に、その結論を財務会計および財務諸表の目的に置いている。彼らによれば、貸借対照表つまり財政状態に関する報告書の機能は、全体としての企業価値を報告することではなく、企業の資産（使用される用語法により、経済的資源または富）の価値を報告することであると考えられている。全体としての企業を評価することは、その将来収益力（つまり、正味キャッシュフロー）を予測することに関係する。それは、会計人の機能ではなく、投資家の機能である（〔6〕，Para.136）。その見解によれば、のれんや類似の無形資産を資産に含めることは、財政状態に関する報告書の目的についての誤った解釈をすることである。というのは、そのことは、財政状態に関する報告書と損益計算書上の情報に基づいて投資家によって予測されるうる情報を財政状態に関する報告書だけで提供させようとすることになる。企業の全体の価値、つまり、のれんは、将来収益力の見積もりに基づいてのみ決定できる（〔6〕，Para.137）。」

また、アーサー・アンダーソンによれば、財務諸表の機能は企業価値それ自体を評価し、報告することではないとの見解に基づき、のれんの資産性を批判する見解は、次のように主張されている¹²⁾。

「会計の機能は、投資家の機能と一線を画すべきである。財務諸表によって提供される情報に一部基づいて投資家によってなされる評価と解釈をこれらの財務諸表に直接持ち込むことを認めるべきではない。たとえば、会社の有価証券の総時価は、特定時点における現物市場の企業評価を表すが、そのような評価を企業の財務諸表に計上すべきではない。（〔3〕，p.15）」・「我々が定義したような経済的資源（交換可能な経済的資源 - 引用者挿入）に資産を制約することは、投資家の機能から会計を区分するに役立つであろう。ほとんどの無形資産および繰延資産に対する支出は、将来資源に対する期待以上のものではない。

貸借対照表にそれらを含めることは、その支出が支出日においてさえ、獲得される価値とほとんど関係がないので、有意義ではない。これらの項目の評価は、財務諸表によって提供される情報に一部基づいて、将来を予測するさいにそれらの価値を評価する投資家および他の人々の権限に含まれる ([3], p.22)。」

上記の財務諸表の機能に基づいてのれんの資産性を批判する見解に対していくつもの問題点が指摘されている。たとえば、FASB 討論資料は、のれんを資産に含めることは、全体としての企業価値を見積もる試みではないとの観点から、財務諸表の機能に基づいてのれんの資産性を批判する見解の問題点を次のように指摘している。

「交換可能性を資産の本質的な特徴とすることに反対する論者によれば、資産を物理的な物および法的権利に限定する定義は、余りにも狭すぎるし、不必要なほど狭すぎると考えられている。かれらは、全体としての企業価値を見積もる試みは、財務会計および財務諸表の範囲を超えており、資産の測定と全体としての企業価値の見積もりとの区分は妥当な区分であると主張する点で、その定義（交換可能性を資産の本質的な特徴とする資産の定義 - 引用者挿入）の支持者に同意する。しかしながら、かれらは、これらの論拠は論理的に当を得たものではないと考えている。法的権利ではないいくつかの識別可能な無形項目（のれん - 引用者挿入）を資産に含めることは、全体としての企業の価値を見積もる試みではなく、過去の取引または事象の結果として企業により獲得できる潜在的便益を資産に含める試みであるにすぎない。それらの無形項目は、資産にとっての合理的な概念テストをすべて満たす。それらは、経済的価値概念を制限することや交換可能性によってのみ、排除できる ([6], Para. 146)。」

また、M. C. ミラー ([15], Para.3.34, (訳) 78頁) は、交換可能性を含まない資産の定義は、全体としての企業価値の測定を意味しないとの観点から、財務諸表の機能に基づいてのれんの資産性を批判する見解の問題点を次のよう

に指摘している。

「財務報告に与えられている通常の目的を検討しても、分離可能性が資産の基本的特性であるという判断を正当化することはできない。分離可能性という条件の省略はある実体の全体としての価値測定の提案を示唆するものであると主張されることがある。分離可能性規準を含まない資産の定義はそのような問題に対しては本質的に中立であり、そのような資産の定義と暖簾を測定し財務報告に含めよとの指令とが同じでないことは明らかであるので、その主張は誤りである。事実、会計の操作的レベルでは認識・測定規準が適用されるので、包括的な暖簾会計は、まだ成立していないと言って差し支えない。」

財務諸表の機能は、企業価値それ自体を評価し、報告することではないとの見解に基づき、のれんの資産性を批判する見解の問題点は、その論理の第三命題（のれんを資産に含めることは、企業価値の評価に関する情報を財務諸表に含めることになるので、のれんを資産に含めるべきではない）にあると考えられる。つまり、交換可能性を含まない資産の定義は、買入のれんを資産に含めることを意味するが、買入のれんと自己創設のれんの両方を資産に含めることを意味しない。したがって、のれんを資産に含めることは、企業価値の評価に関する情報を財務諸表に含めることにならない。

IV むすび

SFASNo.141によれば、コアのれんは、概念書 No. 6 における資産の定義（資産とは、「過去の取引または事象」の結果として企業によって「支配」されている「経済的便益」である）を満たしていると結論づけている。つまり、コアのれんは、他の資産と結合して、企業に将来正味キャッシュ・インフローをもたらす能力（「経済的便益」）を有している。また、この経済的便益に対する「支配」は、被取得企業の経営政策や管理を支配する取得企業の能力によって、

与えられている。さらに、この経済的便益に対する「支配」は、取得企業が支配的な財務持分を獲得する取引（「過去の取引または事象」）から生じている。したがって、コアのれんは、資産の3つの本質的特徴を有していると結論づけられている。

コアのれんは、概念書 No. 6 における資産の定義を満たしているとの上記の見解に対して、資産の定義に交換可能性という本質的特徴を含めるべきであるとの見解に基づく批判が2つ指摘されている。1つの批判によれば、資産は、交換可能なものでなければならないが、のれんは、本質的に交換可能なものではない。したがって、のれんを資産に含めるべきではないと主張される。もう1つの批判によれば、財務諸表の機能は、投資家が企業価値の評価に関する意思決定を行うさいに利用する情報を提供することであり、企業価値それ自体を評価し、報告することではないとの観点から、のれんを資産に含めることは、企業価値の評価に関する情報を財務諸表に含めることになるので、のれんを資産に含めるべきではないと主張される。

コアのれんは、交換可能性がないので、交換を通して企業に便益を与えることはできないが、他の資源と結合して利用されることによって企業に便益を与えることができると考えられる。したがって、コアのれんに交換可能性がないという論拠に基づいてコアのれんの資産性を否定することはできないと考えられる。しかしながら、財務諸表の機能は、企業価値それ自体を評価し、報告することではないとの観点から、コアのれんを資産に含めることは、企業価値の評価に関する情報を財務諸表に含めることになるとの論拠に基づいてコアのれんの資産性を否定する見解には説得力があると考えられる。

コアのれんの資産性を明らかにするためには、コアのれんが資産の定義を満たしているか否かを検討するとともに、資産の基本的認識規準（目的適合性規準や信頼性規準など）を満たしているか否かを検討する必要があると考えられる。コアのれんが資産の基本的認識規準を満たすか否かについては、別稿にお

いて検討する。

注

- 1) SFASNo.141 ([10], para.B102)によれば、「これらの構成要素は、おそらく、測定の高難性という理由で、認識規準を満たさなかったり、あるいは、それらの認識を禁止している規定があったり、それらを認識するコストがベネフィットにより正当化できないと企業により結論づけられたりすることから、認識されない。」と説明されている。
- 2) SFASNo.141 ([10], para.B102)によれば、「『継続企業』要素は、純資産が個別に取得されなければならない場合に期待されるだろう利益率を超える、純資産の組織化された集合体に基づくより高い利益率を獲得する優良企業としての能力を表す。それは、事業の純資産の相乗効果やその他の便益（たとえば、企業が独占的利益を獲得する能力や潜在的競争者による市場参加に対する法的なあるいは取引コストによる障害を含む市場の不完全性に関連する諸要因）から生じる。」と説明されている。
- 3) SFASNo.141 ([10], para.B102)によれば、「これらの相乗効果やその他の便益は、各々の企業結合に固有のものである。したがって、企業結合ごとに異なる相乗効果が、それゆえ、異なる価値が生じるであろう。」と説明されている。
- 4) SFASNo.141 ([10], para.B102)によれば、「全部現金取引による購入対価については、測定の誤りは生じないであろうが、取得企業の株主持分に関わる取引については、必ずしもそうとは言えない。たとえば、日々取引されている普通株式の数が、企業結合を実施するために発行される株式数に比べて少ない場合、企業結合を実施するために発行されるすべての株式に現在市場価格を当てはめることは、これらの株式を現金で売却し、その現金を企業結合の実施のために用いる場合より、より高い価値をもたらすであろう。」と説明されている。
- 5) SFASNo.141 ([10], para.B102)によれば、「たとえば、過大な支払は、被取得企業を競っている過程で価格がつけ上げられる場合に生じる。逆に、過小な支払は、被取得企業が捨て値で獲得される場合に生じる。」と説明されている。
- 6) 米国財務会計基準第141号改訂のための公開草案 ([11], para.49)によれば、SFASNo.141によるのれんの測定方法（「被取得企業の取得原価」が識別可能な純資産の公正価値を超える差額）から「全体としての被取得企業の公正価値」が識別可能な純資産の公正価値を超える差額に変更されている。したがって、この公開草案によれば、被取得企業の取得原価に係るのれんの構成要素（構成要素5と構成要素6）は、差額としてののれんから除去され、差額としてののれんは、構成要素3と4（コア

のれん)に純化することになると考えられる。

なお、SFASNo.141 ([10], para.39)は、パラグラフ39において、のれんとして認識すべきではない無形資産の範囲を次のように明確に規定している。「無形資産は、契約上あるいはその他の法的権利により生じる場合、(それらの権利が獲得した企業実体あるいは他の権利義務から、移転可能あるいは分離可能であるか否かにかかわらず、)のれんと分離し、資産として認識しなければならない。無形資産が、契約上あるいはその他の法的権利により生じない場合、その無形資産を獲得した企業実体から分離可能、つまり、分離あるいは分割でき、(それが意図的か否かにかかわらず、)売却、移転、ライセンス、賃貸あるいは交換できる場合に限り、のれんから切り離して、認識しなければならない。しかしながら、本基準書の目的に照らして、個別に売却、移転、ライセンス、賃貸あるいは交換できない無形資産についても、その無形資産に関連した契約、資産あるいは負債と組み合わせて売却、移転、ライセンス、賃貸あるいは交換できる場合、分離可能なものとみなす。本基準書の目的に照らして、従業員を集めた、のれんから切り離した無形資産として認識しないものとする。」

- 7) 国際会計基準委員会による『財務諸表の作成・表示のためのフレームワーク』は、概念書 No. 6 による資産の定義と同様の定義を「資産とは、過去の事象の結果として特定の企業が支配し、かつ将来の経済的便益が当該企業に流入すると期待される資源である。([12], par.49)」と述べている。また、ARSNo.3も、概念書 No. 6 による資産の定義と同様の定義を「資産は、期待される将来経済的便益で、これに対する権利が現在または過去の取引の結果、企業によって取得されたものを表す。P.20, 訳133頁」と述べている。
- 8) このパラグラフに対する脚注18によれば、発生の可能性の高い (probable) という用語は、「FASBNo.5『偶発事象の会計』の第3パラグラフにおける特定の会計上の意味あるいは専門的な意味ではなく、通常の一一般的な意味として用いられている。それは、入手可能な証拠または論理に基づいて合理的に期待できるまたは信じるに足るものを意味し、確実であるとか証明されることを意味しない。」と説明されている。
- 9) M. C. ミラー ([15], para.3.31, (訳) 75頁) も分離可能性とは区分される交換可能性の意味について、「このモノグラフでは、交換可能性と分離可能性は明確に区別している。すなわち、分離可能性はある資源が実体全体または実体の主要部分から切り離すことができるということの意味し、交換可能性はある資源が分離可能で、しかも独自の処分価値を有することを意味する。」と述べている。これに対して、分離可能性を資産の基本的特徴とする見解もある。たとえば、R. J. チェンバース ([5], pp.103 - 104) は、かかる見解を「資産は、ある企業実体の保有下にある分離可能な手段である。……分離可能な手段は、行動するさいのいかなる時点においても、交換や生産プロセスで他の手段に転換できるか贈与によって譲渡できる手段を意味する。」

と述べている。

- 10) アーサー・アンダーソンによれば、「資産」を意味する用語として「経済的資源」という用語が用いられている。
- 11) G. R. キャットレットと N. O. オルソンは、財務諸表の機能は企業価値それ自体を評価し、報告することではないとの見解を「『市場』価値 ("Commercial" Value) は、財務諸表により提供されるデータ以外の多くの要因の結果である。多くの場合、これらのデータは、財務的に測定できないので、財務諸表に含めることができない。そうであっても、財務情報は、『市場』価値の決定に必要なものである。会計の1つの機能は、その情報を提供することである。この機能を果たすさいに、会計人は、会計が報告すると考えられている事実と財務情報を利用する人々の意思決定から生じる企業に関する価値とを混同してはならない。会計の機能は、企業価値を評価する人々に財務情報を提供することである。企業価値は、企業価値に関する意思決定に利用される手段に影響を与えるべきではない。([4], p.27)」と主張している。
- 12) アーサー・アンダーソンの見解は、文献 ([6], Para.137) 参照

[参考文献]

- [1] Accounting Principles Board, APB Opinion No.16, *Business Combinations* (AICPA, 1970).
- [2] Arthur Anderson & Co., *Objectives of financial Statements of Business Enterprises* (Chicago, Arthur Anderson & Co., 1972).
- [3] Arthur Anderson & Co., *Accounting Standards for Business Enterprises Throughout the World* (Chicago, Arthur Anderson & Co., 1974).
- [4] Catlett, George R. and Norman O. Olson "Accounting for Goodwill," *Accounting Research Study No.10* (AICPA, 1968).
- [5] Chambers, Raymond J., *Accounting, Evaluation and Economic Behavior* (Scholars Book Co., 1974).
- [6] Financial Accounting Standards Board, Discussion Memorandum: *An analysis of issues related to Accounting for Business Combinations and Purchased Intangibles* (FASB, 1976).
- [7] Statement of Financial Accounting Concepts, No.2, *Qualitative Characteristics: Relevance and Reliability* (FASB, 1980).
- [8] Statement of Financial Accounting Concepts, No.5, *Recognition and Measurement in Financial Statements of Business Enterprises* (FASB, 1984).

- [9] Statement of Financial Accounting Concepts, No.6, *Element of Financial Statements* (FASB, 1985).
- [10] Statement of Financial Accounting Standards No.141: *Business Combinations* (FASB, 2001).
- [11] Exposure Draft: *Proposed Statement of Financial Accounting Standards: Business Combinations: a replacement of FASB Statement No.141* (FASB, 2005).
- [12] International Accounting Standards Committee, *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements* (IASB, 1989).
- [13] International Financial Reporting Standards No.3: *Business Combinations* (IASB, 2004).
- [14] Johnson, L. Todd and Petrone, Kimberley R. "Is Goodwill an Asset?," *Accounting Horizons* (September 1998), pp.99-107.
- [15] Miller, M. C., et al., Accounting Theory Monograph No.7, *The Definition and Recognition of Assets* (AARF, 1988). 太田正博他 (訳) 『資産の定義と認識』中央経済社, 1992年。
- [16] Sprouse, Robert T. and Maurice Moonitz, Accounting Research Study No.3, *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises* (AICPA, 1962).